



市政のここが聞きたい！

一般質問

6月定例会では、6月10日と11日の2日間にわたり、11名の議員から、市政全般についての市の考え方や方針をただす一般質問が行われました。主な質問と答弁の要旨は、次の通りです。



本市の防災対策について

【問】本市は、昨年四月に地震防災対策強化地域に指定された。今や東海地震は発生するかどうかではなく、いつ発生するかが問題だと言われ、さらに、東南海・南海地震との同時発生説も取りざたされている。そこで、愛知県防災会議地震部会が発表した東海地震・東南海地震等被害予測調査における本市の被害予測とその対策、各事業所における地震防災規程の策定状況、今年度の耐震改修補助（六十万円限度）を五件とする根拠と今後の対応、自主防災活動の充実強化のための方策と防災リーダーの育成方針について伺う。

【答】予想震度は五強から六強で、建物被害は全壊二百三十棟、半壊千七百棟、また、人的被害は冬の朝五時の想定で死者十人、負傷者三百十人である。今後は、公共施設の耐震化を図り、民間木造住宅

では耐震診断、耐震改修の補助制度の活用を促進し、また、自主防災活動の充実強化も重要と考える。地震防災規程の届出は四百五十件で、全体の六五パーセントである。今後は、職員が直接出向いて指導するなどして率の向上を図っていく。補助件数は、県が耐震診断件数の五割を想定しており、それを根拠に算定した。六月から受付を開始し、応募多数の場合は補正も含めて対応していきたい。自助、互助のための実践的な防災訓練が必要で、各地域に地震災害を想定した総合訓練への取り組みを働きかけていく。防災リーダーは自主防災会活動での重要な役割があり、そのための研修会等行っていく。



市長が掲げる三本柱の評価と二期目への決意について

【問】中野市長が就任して三年七カ月が経過した。中野カラーを前面に打ち出し、精力的に市政運営に携わってこられたが、市長が掲げ

た「人づくり」「歩いて楽しいまちづくり」「童謡・唱歌の聞こえるまちづくり」の成果と実績について、市長自身はどう評価するか。また、任期も残りわずかであるが、二期目出馬の決意を伺う。

【答】「人づくり」については、他のために自らの汗を流せる人、地域のために具体的に行動できる人をもつと育てなければと考えた。そのため、人づくり懇談会を設け、よい意見は少しでも早く取り入れてきた。特にNPOセンターを拠点にボランティアグループが活発に活動し、人材もふえたことから、施策を進めた効果があったと思う。

「歩いて楽しいまちづくり」については、歩道空間の整備は精神的にも健康的にもよく、ぜひとも進めたいと考えた。「童謡・唱歌のまち」につづき、今後は、出会い橋から金屋橋までの整備を行う。

「童謡・唱歌の聞こえるまちづくり」については、美しい童謡・唱歌を次世代に引き継ぐことが大事と考えた。全国童謡・唱歌サミットでは市内の園児・児童を始め千人以上の人たちが共演する。

市長就任以来、前例踏襲でなく、豊川らしさを発揮した個性的なまちづくりを目指してきた。市民のご理解、ご支援をいただけたなら市長職に留まり、培ってきた経験と新たな発想力で市政の発展に全力を傾注していきたい。

地震防災規程

豊川市は、大規模地震対策特別措置法による地震対策強化地域に指定され、これにより市内の特定の事業者（病院、百貨店等）は、警戒宣言時の行動等を定める地震防災応急計画を作成することが義務付けられた。

この応急計画において定めるべき内容を、事業者が消防法等に基づく消防計画等に定めたときは、その部分を「地震防災規程」と言う。



これからの児童館整備 について

【問】本市は、豊川市児童福祉計画により児童館の整備を進め、昨年のさくらぎに続き、今年七月にはうつくば児童館が開設する。また、今年度はさんぞうこ児童館（仮称）の設計委託料が予算計上されているが、これからの児童館は、障害者や中高生の利用の増進も図るべきと考える。そこで、さくらぎ児童館の利用状況と中高生への対応、うつくば児童館の運営方針、さんぞうこ児童館の予定地と整備方針——について伺う。

【答】十四年度の利用は、児童クラブの小学生を除き一日約六十人である。小学校就学前の幼児とその付き添いの利用が多い。中高生への対応は、創作活動室の設置や集会室へのパソコンの配置などを行っている。うつくば児童館は、設計段階から地域やボランティア組織等との意見交換をしており、今後の運営も同様にしていく。三蔵



市民病院の防災体制 について

子小学校正門の西側あたりを予定しており、土地の面積は千三百五十五平方メートルあるが、借地面積は決まっていない。屋外の遊び場は、県道を横断する必要があるが、三蔵子小学校の校庭を活用していきたい。建設には国庫の補助基準の関係からさくらぎ、うつくばと同様の児童センターとしての整備を考えている。

【問】本市は東海地震の強化地域に指定され、さらに東南海地震との同時発生も危惧されている。

地震に対する防災体制の一層の充実を図ることは急務であるが、特に市民病院は被災者の救護活動の拠点として、大変重要である。そこで、市民病院建造物の安全性、入院患者への対応、搬送される被災者の対応——について伺う。

【答】平成七年の耐震診断では、十三棟のうち十二棟は震度七でも



精神障害者医療 について

致命的な被害はないとされた。また、残りの一棟も平成八年に補強工事を行っている。今後は、落下の危険性が高い外壁の改修、ライフラインとなる水道・空調配管等の耐震工事を行っていく。入院患者様への対応は、窓ガラスへの飛散防止フィルムの張り付け、室内備品の転倒防止対策のほか、飲料水や食料品、災害用医薬品等の確保に努めている。搬送される被災者への対応は、同時に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の氏名・年齢・重傷度・緊急度などを記載する全国共通のトリアージタグというカードを用いて患者様を特定し、混乱した状況でも適切な治療ができるようにしていく。また、豊川市民病院消防防災計画では、災害発生時での職員の具体的な行動マニュアルを定め、組織的に対応できる体制を整備している。

【問】精神障害者は、障害者基本法において、身体障害者及び知的障害者と同様に障害者として位置付けられているはずが、福祉医療制度においては、この位置付けから大きく外れている。そこで、本市の精神障害者医療費助成の状況、平成十二年に神田知事は「真に援助が必要な人に対しては困ることがないようにしたい」と発言したが、その後県の精神障害者医療費助成はどう前進したか、県下の市町村医療費助成制度の地域格差はなぜあるのか——について伺う。

【答】本市の精神障害者医療費の助成制度は、精神科の受診については通院時は全額を、入院時は二分の一を、精神科以外の受診については、通院・入院とも二分の一の助成となっている。現行の障害者医療費助成制度の対象となるように、他市町村とともに、県市懇談会などあらゆる機会を通じて、県に要望をしてきたが、現在も障害者医療の対象外となっている。独自に精神障害者医療費助成をしているのは、県下で十七市あり、このうち全疾患を助成の対象としているのは、本市を始め九市となっている。このように地域によって格差があるのは、地域の実情や特殊性により、これらの福祉医療に限らず、行政全般の施策の重点をどこに置くかにより、優先度が異なってくるものと考えられる。

トリアージタグ

トリアージはフランス語が語源で、コーヒー豆の選別を意味し、現在は、災害医療現場での傷病者の緊急度や重傷度によって治療や搬送の優先順位を決めることを言う。

トリアージは4段階に区分され、また、そのランク別に色分け（黒、赤、黄、緑）されており、色ごとに傷病者へ付けられる識別票が「トリアージタグ」である。



文化財と観光による 経済活性化対策について

【問】本市には多くの貴重な文化財があり、これを後世に伝える責務がある。三河国分尼寺の中門の復元など、文化財の整備に積極的に取り組んでいるが、文化財を守り伝えるとともにこれを活用し、地域経済の活性化に利用する必要があると考える。そこで、文化財の状況と整備・保存への取り組み、文化財を活用した地域経済活性化対策——について伺う。

【答】豊川市には国指定十一件、県指定九件、市指定六十九件の計八十九件の指定文化財がある。文化財は歴史の証人であり、その保存にあたっては、適切な維持管理が必要である。建造物は、傷みがひどくなると、国・県の補助事業を使い、解体修理などを行っている。国分尼寺跡は国庫補助金を受け、平成十一年度から整備工事を進め、平成十七年に史跡公園として供用開始予定である。また御油

松並木については松並木愛護会の協力を得ながら、現在国庫補助金を受け、松並木の環境調査を実施中である。旧東海道や松並木の御油地区と三河国分寺や国分尼寺のある八幡地区、自然歩道のある財賀地区と豊川稲荷という観光資源を連携させ、市内での回遊性を高め、滞在時間を増やして地域への経済波及効果を高めたい。



健康を守るための たばこ対策の推進について

【問】本年五月一日に「健康増進法」が施行されたが、たばこは多くの疾患の危険因子であり、健康の維持、増進を図るために、たばこ対策は極めて重要な課題である。そこで、健康増進法が施行された中での喫煙対策、中学生と保護者を対象とした意識調査と健康教育の実施予定、本市と近隣の公共施設の禁煙・分煙対策状況、小中学校の校長室の禁煙対策——について伺う。

【答】市保健計画の指針と健康増

進法の施行に伴い、特に母子保健事業としては、妊産婦本人とその家族に対して禁煙と防煙対策チラシ等を配布し、啓発に努める。しかし、喫煙対策を推進するのは、一朝一夕には難しく関係機関との連携や協力により推進していきたい。保健所と協力して、中学生と保護者約四百名を対象に講話やアンケート・意見聴取等を実施し、未成年者の喫煙防止対策に取り組む。すでに一部では施設内の全面禁煙を実施している。しかし、施設ごとに利用形態に差があり、完全な喫煙対策は困難であるが、今後でも対応を検討していく。近隣市でも、完全な禁煙や分煙は今後の検討課題である。来校者の理解と協力を得て、禁煙化の方向で努力するが、学校事情により喫煙場所の設置も検討していきたい。



御油の松並木の保全と 周辺整備について

【問】御油の松並木は、江戸時代の面影を残す貴重なもので、国の天

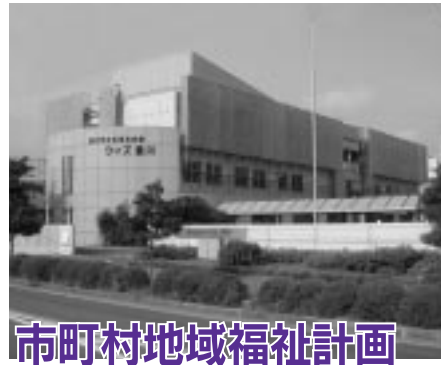
然記念物にも指定され、最近のウオーキングブームから多くの人々が訪れている。御油町では愛護会をつくり、下草刈りや補植などをして保存に努めているが、台風等による倒木により民家への被害もあるなど、近年多くの問題が出ており、根本からの対策が望まれている。また、周辺道路の整備等も不可欠と考える。そこで、御油の松並木へのこれまでの行政の取り組みと保全、松並木の公園化の時期と考え方、松並木への進入路等周辺整備——について伺う。

【答】昭和五十年に県教委、県土木、市教委で日常的管理の覚書が交わされ、この三者と愛護会の呼びかけにより補植等行ってきた。五十四年には松並木保存管理計画を策定し、保護区域の公有化や防虫消毒などを行い、平成十四、十五年で松並木の総合的な環境調査や木一本ごとのカルテ作成の調査を行う。公園化へは関係機関や関係部局と調整中だが、調整後、地元説明会を開催したい。整備内容は、緑地公園として大規模な施設は配置せず、松並木保護のための竹林を園路に配置し、若干の休憩施設を設けることを検討している。公園整備を想定すると、国道一号線から松並木へのアクセスとして市道池田並松線の拡幅と駐車場整備が最良と考え、事業化に向け検討している。

健康増進法

生活習慣病が増加する中、その予防対策に策定された「健康日本21」の基盤としてつくられた法律。

個人、学校、事業者、行政等がそれぞれの立場で健康増進に努めることが義務付けられたほか、特に、学校、病院、飲食店、官公庁施設等の多数の人が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙の防止対策を講じるよう求めている。



市町村地域福祉計画について

【問】平成十二年の法改正に伴い、早期に市町村地域福祉計画の策定が望まれる。そこで、本市の取り組み状況と県下の状況、既存の法定計画と地域福祉計画との関係と位置付け、地域福祉計画における社会福祉協議会の役割への影響について伺う。

【答】地域福祉計画は、義務づけられたものではなかったため、本市は具体的な策定準備には入っていないが、厚生労働省の計画策定指針や県の二十一世紀愛知福祉ビジョンを受け、行政だけでなく、地域住民の参画を得て、地域の実情に合った計画策定が必要と認識している。県下では高浜市を除いて、現在のところはいずれも取り組み始めたばかりである。地域福祉計画は、法定計画との整合性及び連携を図り、既存計画を内包する計画として作りあげるものと考えている。地域福祉推進の主



河川と空き地の草刈りの状況について

体は、地域住民、社会福祉を目標とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者の三者である。よって社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、より明確に位置付けられ、地域福祉の住民活動の中核となつて推進していく機関として、その役割が大きくなったと認識している。

【問】本市は、佐奈川を始め多くの河川に囲まれている。河川敷では市民が散策を楽しみ、特に佐奈川は、草刈りが行き届き、桜の時期には多くの観光客が訪れるなど、観光の一役を担っている。しかし、音羽川、白川など他の河川では、草が生い茂り、危険な状態が見受けられる。そこで、本市の草刈りの状況、白川の草刈り回数を増やす考え、空き地等に繁茂した雑草等の刈り取りに関する条例に基づく草刈りの指導啓発について伺う。



乳幼児医療費無料制度の拡大について

【答】市内には二十九の河川があり、重要度、規模等により国、県、市がそれぞれ管理している。草刈りは、県管理の佐奈川で年二回、二級河川の白川、音羽川などで年一回行っている。佐奈川のうち金屋橋から開運橋間とふれあい公園付近の市管理区間では、年三回行つて、限られた財源の中で回数を増やすことは非常に困難であり、地域の市民参加によるボランティア活動などを通して草刈りを含めた環境対策に取り組むことが大切と考える。雑草が生い茂る六月と枯れ草となる十一月に空き地等の雑草調査を行い、管理不十分な所は、指示書を送付する。また、広報でも同じ時期に雑草等が繁茂、密集し危険な状態とならないよう啓発活動を行っている。

【問】本市は、四月から入院のみ小学校入学前まで医療費の無料制度

の拡大をしたが、他の自治体では、今年度さらに無料制度の拡大をすることが増えるのではないかと考える。そこで、県下各市の乳幼児医療費助成について、県の制度を上回り、入院・通院の助成をしている状況、本市が、通院助成対象を現行の四歳から、五歳または六歳未満まで拡大した場合の費用試算、乳幼児医療費の受給対象年齢の拡大に対する今後の対応について伺う。

【答】平成十五年四月現在で、入院について県制度以上に拡大しているのは二十六市ある。通院については七市で、その内容は五歳未満を対象としているのが五市、六歳未満、未就学児を対象としているのがそれぞれ一市である。五歳未満まで拡大した場合は、受給対象者が約千二百六十人増え、一人当たりの助成額を三万円強と見込むと、費用は約四千万円となる。六歳未満まで拡大すると、受給対象者が約二千五百人増え、同様の見込みでは約七千五百万円となる。乳幼児医療費の無料化は、市民要望も強く、子育て支援対策と少子化対策の重要施策の一つとして取り組んでいる事業であり、本年四月から就学前の乳幼児について入院医療費の無料化を実施した。今後も県下各市の動向や近隣市町の動向に注意しながら、適時検討をしていきたい。

その他の質問項目

- ・教育行政
- ・市民参加による交通安全対策
- ・児童クラブの役割と課題
- ・救急救命率向上に向けての諸施策
- ・豊川・宝飯4町合併問題から新市建設計画等
- ・有事法制と国民保護法制骨子の問題点等と本市の対応、豊川駐屯地の動向等